

第4回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

日 時：令和3年6月15日

10：00～12：00

主 催：林野庁

次第

1. 出席者紹介
2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）
3. 特例措置活用のケーススタディ（若桜町、綾邵市）

出席者一覧

<委員>

植木 達人
信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

※委員長

阿部 和時

日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）

野村 裕

のぞみ総合法律事務所 弁護士

品川 尚子

那須法律事務所 弁護士

河合 智

岐阜県 郡上市 農林水産部次長兼林務課長 【欠席】

片山 健二

石川県 かが森林組合 専務理事

<臨時出席>

大石 幸司

鳥取県 若桜町農林建設課 室長

山口 弘之

京都府 綾邵市林政課 担当長

伊賀原 司

同課 主任

<林野庁>

箕輪 富男

森林利用課 課長

川村 竜哉

森林利用課 森林集積推進室 室長

中山 昌弘

森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

<事務局>

(公財) 日本生態系協会 松浦、亀田、小川

当面の議題 第4回ver.

令和3年6月
林野庁

※令和3年1月18日付の第3回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

第2回検討委員会のポイント ～議論の進め方～

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく（所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく）、
- ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
- ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行うという方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q&A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介するということも考える

「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
 1. 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
 2. 「優先して経営管理すべき森林」として**具体的な指標**を置きたい
 3. その際、市町村が**判断しやすく**、また、対外的にも**説明しやすい**指標とは何かを考える
- 1.~3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料としたい

「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
 1. 市町村の裁量で選択していく上で、「**合理的な（合理的ではない）判断とは何か**」を整理した上で、
 2. 合理的な判断であると裏付ける**具体的な指標**を置きたい
 3. さらに、合理的でないと言われる場合の**具体事例**を整理したい
- 1.~3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料としたい



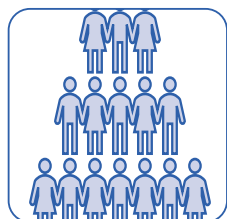
第3回検討委員会のポイント ～整理が進んだ事項～

対象とすべき森林をどのように把握するか（各論①関連）



- ・まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか
- ・ただし、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか
- ・特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか

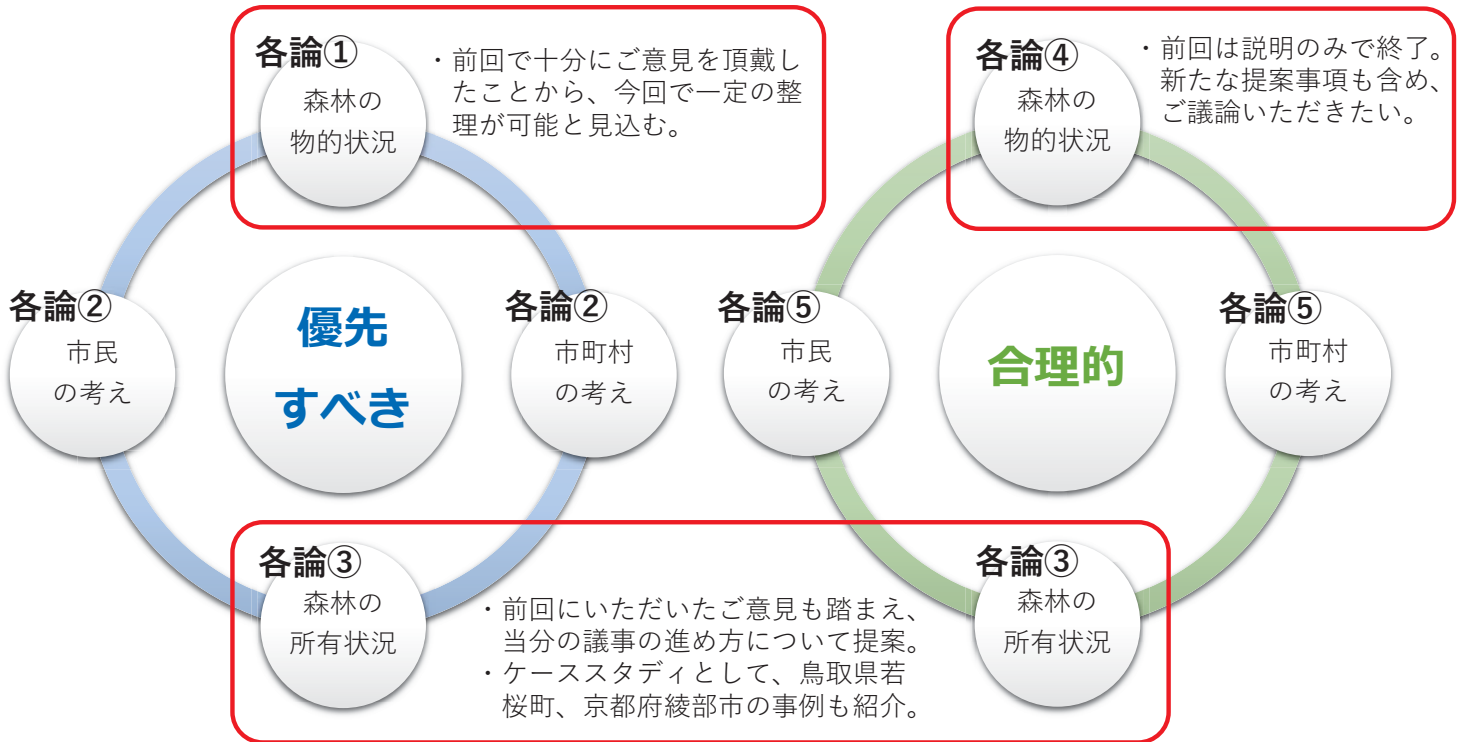
不明とされる所有者の割合はどの程度留意するか（各論③関連）



- ・持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、柔軟に活用していくこととしてよいのではないか
- ・ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・してないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していけるよう事例を整理していくとよいのではないか）



第4回検討委員会でご議論いただきたい事項



➡ 前回に引き続き、「森林の物的状況」と「森林の所有状況」について議論し、対象とする森林（いわゆる“物”の観点）について一定の意見の整理を図りたい。その上で、第5回に、市町村や市民（いわゆる“人”の観点）の議論をしていきたい。



各論① 「対象とすべき森林」 ～森林の物的状況から～



- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。

過密状態	目視的指標	地形的要因	法指定等
<ul style="list-style-type: none"> ■樹冠長率 ②÷① ・40%以下を目安とする ■形状比 ①÷③ ・80以上を目安とする ■立木密度 ・施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢毎の成立本数の妥当性を評価する ■留意事項 ・特例措置に限定した特別な数値指標を置く必要はなく、<u>地域で一般的に用いられている指標で対応してよい</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ■下層植生 ・有り・無しなど、定性的な情報でも構わないので、<u>写真撮影等により説明材料を充実させる</u> ■地表 ・落葉落枝（A0）層の流出、細根の露出を一つの目安とする <p>Step 1 まずは目視情報を収集するだけでもよい（詳細な調査は後からでも可）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■傾斜 ・災害防止を目的とする場合は、30～35度以上を整備が必要な目安の一つとし、地域の災害発生状況等から地域毎に目安を置くことかどうか ■地形・地質 ・地形や地質の把握は、<u>微地形表現図や地質図</u>といった文献調査だけとしてはどうか（地形や地質について、<u>現地調査を求めることは過重ではないか</u>） 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>山地災害危険地区</u>や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順位を考へることも一つの選択肢であり、<u>都道府県の治山事業の計画と調整して対応する</u>（都道府県において整備する計画がなければ、市町村としても積極的に対応するなど）
<p>追加検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹種や林齢はもちろんのこと、地域によって森林の具体的な状況は異なるものであり、<u>どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねる</u>（都道府県の研究機関等が普及する知見に基づいて対応する等）としてよい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災目的で特例措置を活用する場合は、<u>地形や地質で優先順位を付けることも考えてはどうか</u>（その場合、どのような地形・地質要素を考慮に加えるとよいか）。 ・市町村森林整備計画において、地形的要因や法指定の状況を踏まえたゾーニングを実施しておけば、特例措置を講じるにあたり、改めて把握し直す手間が省け、<u>対外的にも説明しやすい材料になると考へるが、市町村にどの程度の水準を求めることを目標とするか。</u> 	





- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを第一の検討事項となり得るが、市町村の方針、地域のニーズに応じて産業や地域振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮されるものについても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付ける方法はあるか

局所的課題 (土砂災害の防止等)	広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)	産業振興等	共有者・地域住民
<p>■災害の規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害のおそれがあるのであれば、その規模に関わらず対応することとする <p>■被害の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人命への危機、住家の倒壊、インフラの寸断、田畑への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か 	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対しても、積極的に関与することも可能とする ● 局所的課題が常に優先され、広域的課題が常に劣後するというものではなく、市町村の考えに応じて対応すればよいとする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 一義的な目的を林業振興とすることも可能であることを前提とする ● 森林管理の適正化を第一義と説明できることを前提に、法の目的外である産業振興や地域振興に対応することも、市町村全体の行政運営の裁量として行い得る ● 周囲との一体的な施策の実施のために留まるのか ● 所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのか ● 産業振興の観点から活用できるとしても、公益目的と比べ、順位を下げると整理すべきか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断を可能とする ● 地域から手入れしてほしいと要望を受けていることを踏まえ、優先順位を上げるという判断も可能とする
<p>追加検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としつつも、市町村はどの程度のアンテナで「災害が起こるかもしれない」と認識すべきか ● 例えば、森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えないと言えるか 		<p>市町村の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市町村森林整備計画等に定める方針などに従い、優先順位を検討することとした上で、その主旨から逸脱するものでない限りは、市町村の事務量(労力)や費用を検討事項に加えることは可能であるとした 	



各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」 ～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からないときや、所有者全員が分からないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となることを整理することとしてはどうか

過半が判明し、同意	過半は不明だが、残りは同意	反対者あり、又は意思表示なし	周囲も不明
<ul style="list-style-type: none"> ● 特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起り得るものは柔軟に対応できるとする ● 人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することとした 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げる、又は対応しないこともあり得る ● 意思表示しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないか ● 例えば、市町村が所有者を探索し、相続人多数となった場合や、共有者不明森林の特例を使おうとする場面等においては、前向きに活用を考えてはどうか 	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る ● 境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする ● その場合、境界の確認や金銭の算定をどのように行うべきかも具体事例に沿って検討する
<p>全員不明</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする 			
<p>最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論をしていきたい</p>			



各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～森林の物的状況から～



- 搬出間伐を実施することも可能としつつも、管理の性質や経済的観点でどこまで許容できるか
- 列状間伐も取り得る選択肢としつつ、施業体系上無理のない範囲とする
- 対象森林の考え方と同様、存続期間についても、特段の差異を設けないものとする

搬出間伐

- 林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- 材質の悪い木を伐っただけでは間伐の効果が不十分であれば、価値のある木も伐採することも可能とする
- 経費負担を下げるため、積極的に価値のある木を伐ることは可能か（どこまで経済性を優先できるか）
- 地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等を考慮し、作業上困難な場合を除き、搬出間伐を選択することを積極的に考えることとしてはどうか
- 無理に搬出すると経費が掛かり増しになるときは、伐倒木の片付けを実施し、リスクを下げることでどうか

定性・列状間伐

- 森林の物的性質を考えると、伐採方法の選択としては定性間伐とすれば合理的であるということ为前提とする
 - その上で、列状間伐などの伐採方法の簡素化も合理的と言えるケースも多々あると思われるので、例外的に列状間伐などが否定されるケースを整理することとする（体系的に記述することも困難と想定されることから、**Q&A形式を想定**）
- 【一例】
- ① 急傾斜地
 - ② 地すべり地、崩壊地
 - ③ 火山灰土壌
 - ④ 超過密
 - ⑤ 強度伐採（●伐〇残）
 - ⑥ 2回連続の実施 等

※路網の作設や間伐の実施に関しては【参考資料】も参考としながら留意することとし、本検討委員会で整理するガイドラインでは代表例を例示するに留め、体系的に位置づけることはしないこととした

存続期間

- 通常の場合（所有者が確知されている場合）と同様の扱いとすることを前提とする
- 不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ない中、市町村による継続的な管理にニーズがあることから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討することとする
- 必要な経営管理を実施すべきであり、特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしないこととする

伐採の上限量

- 森林の状況に応じて適切な伐採をすることは前提としつつも、伐採量（とりわけ上限量）について留意すべき事項はあるか
- 【一例】
- ① 管理行為として行うものであるから、資産価値（資源の量又は質）は維持される範囲に留めるべきか
 - ② 変更行為とも捉えかねないが、場合によっては、資産価値（資源の量や質）の低下を招くことは許容されるか
→許容される場合は具体的に何が想定されるか



各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ～市町村、市民の考えから～ 第5回を予定



- 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが合理的と言えるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えることは、どこまでが合理的と言えるか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまでが合理的と言えるか

市町村の考え (取り組みやすい)

- 取り組みやすさという観点はどこまで組み入れても合理的と言えるか
- ① 速やかに取組を進められるよう、直ちに所在が不明な所有者が少ない
 - ② 確知されている共有者の協力が仰げる
 - ③ 意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している
- ※ ①～③に該当しない（又は複数該当しない）場合は対象としないとすることは不合理か

住民のニーズ

- a. 住民の安全・安心な生活を確保するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- b. 住民に快適な生活環境を提供するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- c. 住民の主観的なニーズに過ぎないもの（市町村が客観的に判断することが困難な個別具体のケース）

事業者のニーズ

- A) 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）
- B) 不明所有者がデメリットを回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）
- C) 事業者のニーズに基づき、事業者のメリットが勝るもの（事業者が一方的に、所有者不明森林を使いたいもの等）

市町村の考え (費用対効果)

- 費用対効果について、どこまで組み入れても不合理と言われないか
- i. コストが低いからという理由だけで、切捨間伐や列状間伐を選択する
 - ii. 林業経営ベースで管理を行うことで、市町村のコスト負担がなくなるという考えだけで林業経営者への再委託を選択する
 - iii. 取り組むべきと認識しつつも、コストが高むからという理由で取り組まないとする
- ※ コストや費用負担について、特例措置であることを特段意識する必要はないとする考えはあり得るか



これらの組み合わせも検討

【一例】

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつCなら取り組んでも合理的
- Bならiで対応しても合理的 等



ケーススタディ① 鳥取県若桜町における取組状況

令和3年6月

若桜町の概要

- 若桜町には、町域の95%に及ぶ約1万9千haの森林があり、その約7割が民有林。
- 私有林人工林は約6千haあるが、直近20年で整備された森林は約4分の1であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- そのような中、若桜町森林づくり条例・わかさ森林づくりビジョンに基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。

■ 若桜町及び岩屋堂地区の位置



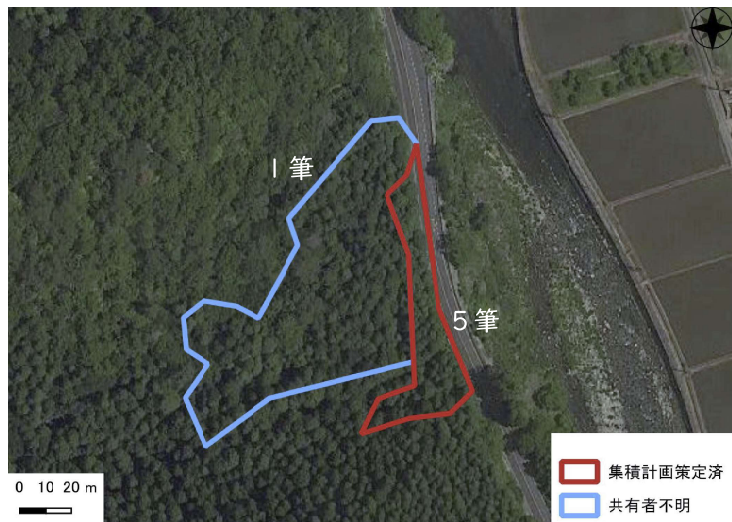
- 不動院岩屋堂
地区の名前にもなっている
国指定の重要文化財

■ 岩屋堂地区をモデルとした理由

- 森林に起因する災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していくことを目的として、候補となるモデル地区を検討
- 町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ
- 公道沿いの森林整備を優先することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定

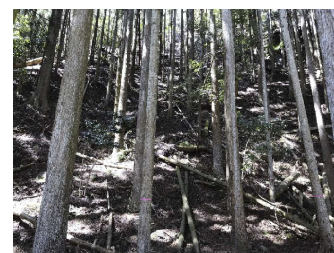
岩屋堂地区における取組状況

- 公道沿いの森林については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定（令和2年12月）。
- 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、**明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生**。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- **令和3年3月17日付で法11条の公告**をし、6月以内に異議の申し出がなければ、そのうち、経営管理権を設定する見通し。



公道の真横については、既に集積計画を策定済みであるが、その奥が共有者不明となっている。倒木や土砂流出の恐れを踏まえ、一体管理したい。

地元に残る相続人も、森林の所在を知らないほど、長期にわたって管理されず。倒木も多数生じており、喫緊に手入れしたい。



2

所有者探索の状況

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次相続が発生。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。相続手続が未済であるため、とりわけ、登記名義人Cの孫など、地元に残る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えられるが、実態や地元に残る者らの意向を参酌し、際限なくは探索してない。

登記名義人	第1次の相続	第2次の相続
A	家督相続により子aに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
B	家督相続により子bに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
C	配偶者と子9人に相続と推定 (ただし、全員死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
D	配偶者に遺産相続と推定 (ただし、死亡)	甥に相続と推定 →甥の相続人が不明
E	家督相続により子eに相続 (存命) →同意取得済	—
F	配偶者に相続(存命) →同意取得済	—

地元に残る孫の1名ずつから、自らの同意をもって権利設定して構わないとの意向。際限なく探索を行えば、疎遠となっているそのほかの孫を確知できる可能性はあるものの、**共有者の意向を参酌し、探索を中断**。

登記名義人Dの持分に相当する全体の**6分の1が不明**

3

町が行おうとする経営管理の内容

- **弱度の間伐**を繰り返しながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように森林を育成していく。繰り返しの施業実施を踏まえ、**存続期間を15年に設定**。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林を再造成することも選択肢にある。
- なお、収益が出たとしても、まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はしない。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐等を2回以上、年2回の巡視 ※ 状況によっては主伐も可とする
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
15年間
間伐等を1回以上、年2回の巡視 ※ 強度間伐1回を想定 ※ 状況によっては主伐も可とする
市町村が全額負担
収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

4

検討委員会でご議論いただきたい事項

- もともと共有名義であったことに加え、数次相続が発生しているため、孫の代までであっても際限なく探索すると時間を要してしまう。そのような中、先代・先々代から地元を離れてしまっている共有者を際限なく探すことはやめ、地元に所在する相続人の意向を尊重し、その者の同意をもって共有者不明の特例制度を活用することとした。
- 遺産分割未了であり、町としては、必ずしも地元に残る孫が10割の持ち分を有しているとは断定できないが、**慣習を踏まえ、地元に残る相続人が事実上の所有者である**という所有者の主張を尊重。
- 森林経営管理法施行令第1条及び施行規則第9条を踏まえ、登記名義人の配偶者と子を調べた上で、町としての合理的な探索の範囲として、孫の代まで探索を行った。森林経営管理法上の手続としては、不備がなく、十分に探索に努めたことと認識しているが、地元を離れた居るかもしれない孫の探索をやめ、みなし同意の手続に進めたことは不適当か。
- 上記が不適当であるとした場合において、今回の実施しようとする行為（隣地である公道への悪影響を防止するための措置）を講じようとするとき、集積計画を策定する以外の選択肢として、何か活用できる仕組みはないか（例えば、今回の探索で持分の過半があると確定した場合等において、何か考えられるか）。

森林経営管理法施行令（H30政令320）

第1条 森林経営管理法（以下「法」という。）第十条の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確知するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

①～③（略）

④ **登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思量される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿若しくは戸籍の附票又は法人の登記簿を備え、と思量される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思量される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。**

⑤（略）

森林経営管理法施行規則（H30農林水産省令78）

第9条 市町村は、令第1条第4号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

① 登記名義人等が自然人である場合には、当該**登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備え、と思量される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。**

② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の**相続人が記録されている戸籍の附票を備え、と思量される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写し**の交付を請求すること。

③～④（略）

5

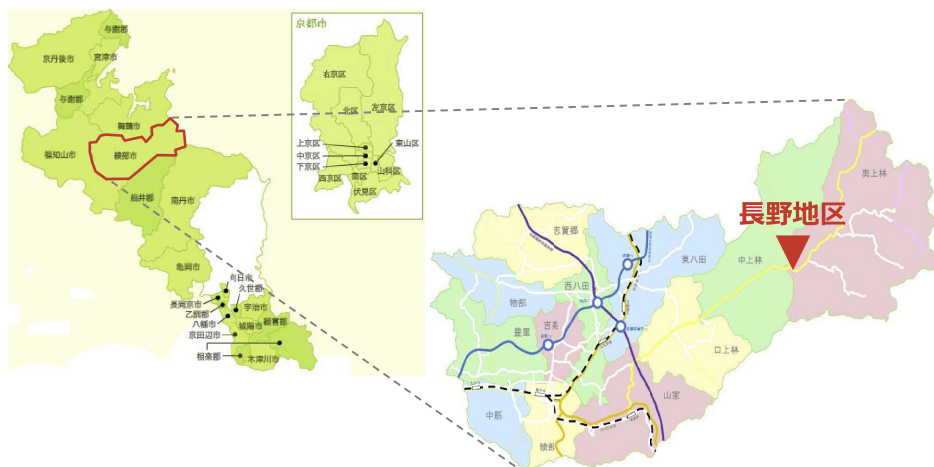
ケーススタディ② 京都府綾部市における検討状況

令和3年6月

綾部市の概要

- 綾部市には、約2万6千haの森林があり、その98%が民有林である。
- 人工林は約1万2千haあり、そのうち、約6割に相当する7千haにおいて、過去10年間に手入れが行われておらず、所有者等による手入れの予定もないとされている。
- そのような中、地域の関係者で構成する協議会で、「意向調査実施計画」を定めつつ、**長野地区をモデル地区**として、森林経営管理制度に係る一連の取組を実施している。

■ 綾部市及び長野地区の位置

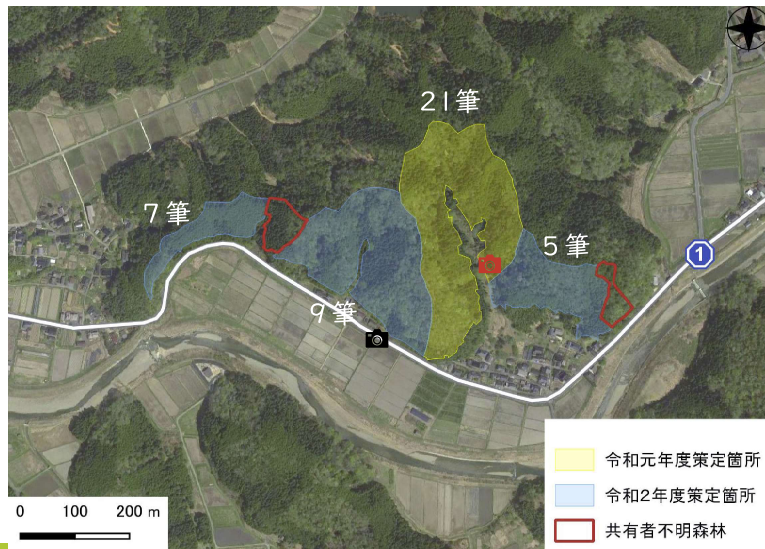


■ 長野地区をモデルとした理由

- 10年以上わたって手入れがされていないが、境界明確化が行われており、モデルケースとして取組が進めやすい
- 森林経営管理制度が施行されるにあたって実施した、自治会向けのアンケートにおいて、協力的な印象
- 集落や府道1号線（幹線道）に接しており、手入れの優先度が高い

長野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、在村者など同意取得をスムーズに行えた森林から、**経営管理権集積計画を先行して策定**。令和2年度には間伐事業（切捨て間伐）を実施。
- 併せて、所有者の所在が分からない森林については、市が囑託する土地家屋調査士において合成公図等を作成するとともに、農林課において、住民票や戸籍謄本等を活用し所有者の探索を継続し、合意形成に取り組んできたところ。
- なお**所有者が不明である森林を除き、令和3年4月に、地域一体で経営管理権集積計画を策定**。



🏠
森林の際まで住家があり、災害リスクの低減しつつ、明るく見通しのよい森林としたい。

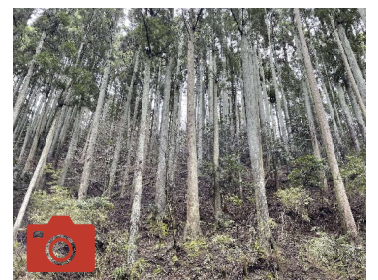
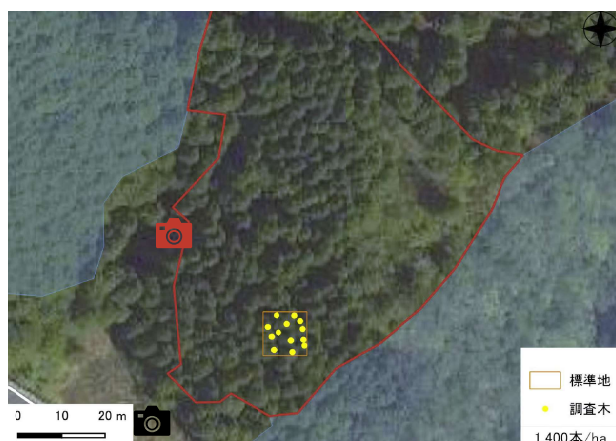


🏠
手入れが足らず、植栽木が込み合っている。下層には広葉樹もあり、間伐をすることで、里山景観としてもよくなるのではないか。

2

共有者不明森林への対応状況

- 町制度が施行された明治期に、“集落で利用されてきた入会林”が当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる**表題部所有者不明土地**となったものが2筆あることが判明。
- **登記名義人の住所が小字までしか記録されておらず**、住民票等を取得しようにも、地番情報に欠けるため、共有者の一部の探索が困難な状況。
- 集落の住民で登記されていることを鑑み、周囲の地番情報から推定しながら登記名義人の特定を試みるも、登記名義人25名のうち、**4名はその後の相続人等を探すことが困難**。
- 入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行うとともに、出生からの全ての戸籍等を取得し、非嫡出子の有無も把握。
- 森林経営管理法及びその政省令で定められた通り、住民票や戸籍等の**公的情報から把握できる範囲については探索し尽くした**と考えており、特例制度を活用したいと考えている。
- なお、当該集落に居住する現所有者をはじめ、**集落の総意として、早急な手入れに期待**されている。



共有者不明森林は59年生のスギ人工林など。

立木密度が1,400本/haといった過密状態にあり、樹高にも伸びがないので、59年生のわりには樹勢がよろしくない。

3

市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が40度近くになる森林もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限定的であることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難であると判断。
- 所有者としても必ずしも収益性を期待しているわけではなく、市が代わって管理してくれるならそれで充分との考えが多いことから、周囲では切捨て間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたところ。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	5年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回、年1回の見回り
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
5年間
間伐を1回、年1回の見回り
市町村が全額負担 <small>(小口での事業発注のため、経費負担増が見込まれる)</small>
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

4

検討委員会でご議論いただきたい事項

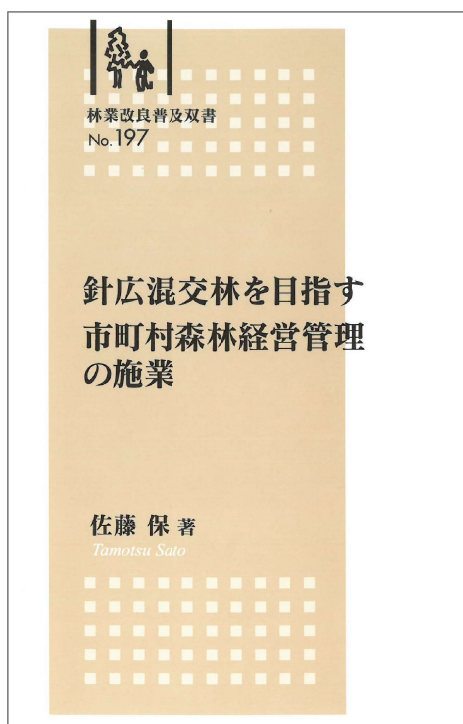
- 市としては、森林経営管理法及び政省令に定める方法により、適切な探索を行ったと考えているが、どこまで探索をすれば十分とされるか不安がないわけではない。今回のケースでは、登記名義人の住所が小字までしか登記されておらず、住民票等を取得することも困難な共有者がいた。しかし、推定される地番情報から住民票等の取得を試みるなど、より丁寧な対応を図ったと考えているが、探索の仕方についてご意見はあるか。
- 市には集落が200以上あり、このような入会林を由来とする共有者不明森林が多数存在することが想像されるが、登記官が不明所有者を探索する「表題部不明所有者土地法」については、建設部局の案件対応で手がいっぱいであり、農林課自ら対応せざるを得ない。市には、手入れ不足と考えられる人工林が約7千haに及ぶが、今回の地区16haに対して掛けた約20週の探索時間（登記名義人45名に対して、戸籍謄本等の取得数785通、確知した相続人184名に及ぶ。）を他の集落でも同様に対応しては、手入れ不足の森林の解消に時間を有してしまう。探索の範囲の合理化として検討できる余地はないか。
- 今回のケースについて、事前に施業履歴を確認するなどして優先順位を付けた箇所について、現地調査なども経つつ、対応方針を検討したところ。市が管理を優先したい理由が明確であるとともに、利害関係もある集落の住民の意向も踏まえた対応でもあることから、特例制度を活用するに十分な背景事情があると考えられるが、ご意見はあるか。

5

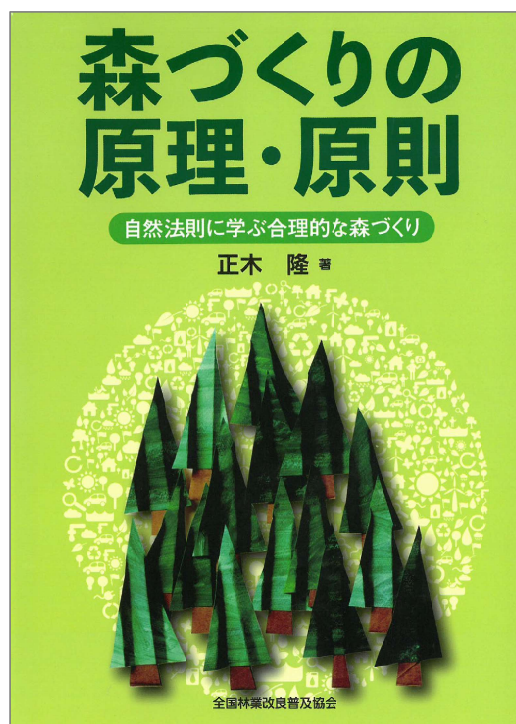
市町村向けの参考図書の例

令和3年6月

森づくりの考え方を知りたい

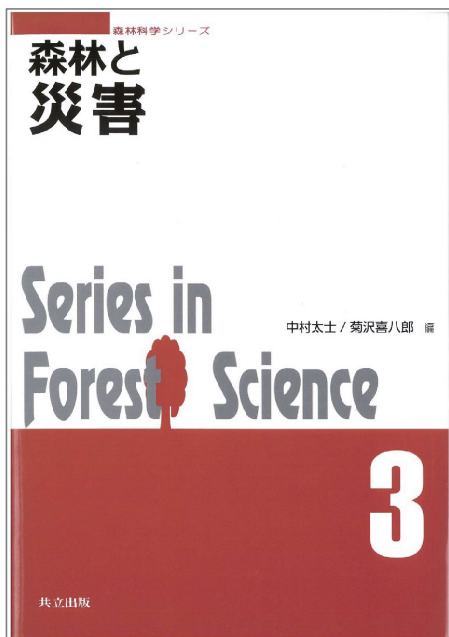


森づくりを考える基本的な考え方から、市町村による森林整備で広葉樹林化等を検討する上での留意事項などを解説。



樹木や森林の生態、森づくりの考え方について、見開き1～2ページでコラム的に掲載。表現が平易で読みやすい。

森林と水、土砂の関係性を知りたい



森林と水循環、森林と土砂災害の関係性などを、研究成果に関する図表等を交えながら解説。



現場技能者向けに作成された森林作業道関係の研修教材。注意すべき地形や地質についても紹介されており、作業道の作設、搬出間伐を選択するときの留意事項が理解できる。

第4回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

【日時】令和3年6月15日（火）10：00～12：10

【開催方法】WE B会議

【出席者】（敬称略）

- <委員長>
- 植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）
- <委員>
- 阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）
- 野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士
- 品川尚子 那須法律事務所 弁護士
- 河合 智 郡上市 農林水産部次長兼森林務課課長【欠席】
- 片山健二 石川県 かが森林組合 専務理事
- <臨時出席>
- 大石幸司 鳥取県 若桜町農林建設課 室長
- 山口弘之 京都府 綾部市林政課 担当長
- 伊賀原司 京都府 綾部市林政課 主任
- <林野庁>
- 箕輪富男 森林利用課 課長
- 川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長
- 中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画担当）
- <事務局>
- （公財）日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

目次

【1. 出席者紹介】 2

【2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）】 3

<資料1 当面の議題、第3回検討委員会のポイント、今回ご議論いただきたい事項> 3

<資料1 各論①> 5

<資料1 各論③> 8

【3. 特別措置活用のケーススタディ（若桜町、綾部市）】 9

<資料2 ケーススタディ①鳥取県若桜町における取組状況> 9

<資料3 ケーススタディ②京都府綾部市における取組状況>15

<資料1 各論③>23

<資料1 各論④>25

【1. 出席者紹介】

- 中山課長補佐
それでは第4回検討委員会を始めさせていただきます。私、三間の後任で4月から森林経営管理制度を担当させていただいておられます、中山と申します。どうぞよろしくお願いたします。こちらが、安高の後任の川村室長でございます。
- 川村室長
川村です。どうぞよろしくお願いたします。
- 中山課長補佐
本日は、いつもの委員に加えて臨時出席ということで、鳥取県若桜町から大石室長にご参加いただいております。大石様よろしくお願いたします。
- 若桜町大石室長
よろしくお願いたします。
- 中山課長補佐
もうひとつは、京都府綾部市より山口担当長と伊賀原主任にもご参加いただきます。よろしくお願いたします。
- 綾部市山口担当長
お願いたします。
- 綾部市伊賀原主任
お願いたします。
- 中山課長補佐
それでは、このメンバーで第4回検討委員会を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。それでは、冒頭に植木委員長からご挨拶いただきます。
- 植木委員長
この委員会が始まってもう4回目です。少しずつ具体的な内容に突っ込んできているかなと思っております。私自身の担当が森林経営、特に山づくりに、施業の事をメインにやっております、いかに整備された、将来的に様々な価値を生み出す山をつくるかということの技術的な問題を扱っております。よろしくお願いたします。
- 中山課長補佐
それでは、箕輪課長から一言ご挨拶申し上げます。
- 箕輪課長
林野庁森林利用課長の箕輪です。委員の皆様、若桜町、綾部市の皆様、お忙しい中ありがとうございます。今年度初めての委員会となります。本制度がスタートしてから3年目となった所有者不明森林制度に関する事例が少しずつ出てまいりまして、今日はその点についてご紹介させていただきます。今回議論を深められればと思っております。よろしくお願いたします。今回の国会で民法等の改正も行われまして、政府全体で所有者不明土地問題、森林に限らず取り組むということで一生懸命やっております。この委員会を通じて現場で使いやすいマニュアル、ガイドラインを作成して、現場の

取組を進めていきたいと思っております。よろしく願います。

【2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）】

＜資料1 当面の議題、第3回検討委員会のポイント、今回ご議論いただきたい事項＞

中山課長補佐

それでは早速、資料説明から入らせていただきます。資料1です。冒頭に、前回までの議論のおさらいを付けておりましたが、その次に、論点①から一つずつ整理をしているという構成になっております。まず、1ページ目でございます。第2回検討委員会の資料を再掲しております。この検討委員会でどういふふうに議事を進めていくかということとおさらいであります。森林経営管理法の特例措置の活用にあたっては、所有者不明であることを特別扱いするというものではなく、森林の状態に応じた最適な経営管理を行うという方向で議論をします。次に中ほどでございますが、切捨て間伐による木材生産も含め、林業経営も議論をしていくものではなく、搬出間伐による木材生産も議論の射程として議論していただくというふうな点です。最終的にこういったことを踏まえて、特例措置の積極活用というところに向けて、ガイドラインを深めていき、中にはQ&A集ですか、事例集を織り交ぜながら、使い勝手が良いものにしていただきたいと考えております。

次に2ページ目をご覧ください。こちらは前回、第3回の資料であります。当面の議題というところですが、今年度の前半では、大きく2点に切り分けて議論していこうと思っております。まず一つは、「対象とすべき森林」の判断材料ということで、後のページの各論に關係する部分であります。ポイントとしては、通常の森林の場合も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論するということです。ただし、設置を特別視しないという方向で議論していきたいと思っております。ただし、そうなりますと、対象となり得る森林が広範に及ぶということになりますので、何を優先すべきか、どこからやっていくのかということを整理した上で、優先して経営管理すべき森林として具体的な指標を置けないかということでもあります。その際、ここから使えるところ、市町村が判断しやすく、説明しやすい指標にしていきたいと考えています。二点目が、「経営管理の方向性」の判断材料を議論していこうということで、後のページの各論③から⑥に該当する部分であります。これについては、各々の森林に応じた経営管理を柔軟に選択していこうという方向性の下で議論していこうということでもあります。最後は市町村の裁量で選択していくということになるのですけれども、その際に、合理的な判断、逆に合理的ではない判断とは何かということを整理していくことで、具体的な指標を置いていけないかということでもあります。さらに、合理的でないと思われる場合の具体事

例を整理しまして、市町村が安心して使える判断材料としていきたいというところで。今年度前半については、大きく分けて、この2点の關係で議論していこうというところであります。

次の3ページ目をご覧ください。前回、第3回検討委員会で皆様からご意見を頂いた内容をもとに、整理が進んだ事項かなというものを整理をしていくページであります。大きく2つに分けておりましたが、一つは、各論①の關係ですけれども、対象とすべき森林をどのように把握していこうかという点であります。まずは、手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報、写真などから経営管理の必要性を把握していけばいいのではないかとあります。ただし、前回、現地に行くか行かないかということも議論を頂きましたけれども、少なくとも森林整備を実施するまでには、現地調査をして対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないかという議論の方向性だったと思います。また、枠組みの3つ目でありましたが、特例措置を講じるに当たり、特別な数値目標を整備する必要はないのだと。通常の経営管理を行う場合と同様の判断基準でよいのではないかと。この向で皆様からご意見を頂いたところがあります。これについては、各論①に内容を盛り込ませておきます。下段の2つ目でもあります。各論③の關係でありますけれども、森林の所有者の状況についての議論であります。不明とされる所有者の割合はどの程度留意するかということを書いておきますけれども、1点目として、持分の過半数に相当する所有者が判断しており、その者が同意をしていないか、といったことであります。2点目、ただしいうことでよいのではないかと、といったことであります。2点目、ただし下記のとおりです。持分の過半数が目的について、どのように留意していくかということ、持分の過半数が判断している、していないという形式的なものではなくて、個別の具体事例に沿いながら議論していくべき場合でも活用していけるような事例を整理していくとよいのではないかと。この議論の方向性であったと思っております。そこで、早速本日から、ケーススタディを重ねていこうということで、この内容を次の各論③に盛り込んでおきます。

次に、4ページ目をご覧ください。本日の第4回検討委員会でご議論いただきたい事項を整理しております。左に「優先すべき」、右に「合理的」という輪があります。左の「優先すべき」というのは、対象とする森林を選定するにあたって何を優先すべきか。右の輪は経営管理の方向性です。合理的な判断基準をどこに置くのかといったことでもあります。まず、左の「優先すべき」というところがありますが、上の赤囲いの「森林の物的状況」、これは各論①に対応している所ですけれども、これについては、前回

第3回委員会、十分にご意見を頂戴したのかなと思っております。今回で、一定の整理を図りたいなと思っております。次に、各論③の部分、「森林の所有状況」のところがあります。前回の皆様のご意見を踏まえまして、当分の議事の進め方についての提案ということで、ケーススタディ、具体事例を議論していただくということ、今回、鳥取県の若桜町と京都府の綾部市に来ていただきました。最後に、右の「合理的」の各論④であります。

「森林の物的状況」という側面から、どういう経営管理をやっていくことが合理的かということでもあります。ここについては、時間があつたら踏み込みたいと考えているところでもあります。以上で、前回までのおさらいと、今回ご議論いただきたいことのご紹介でございます。早速ですが、各論①についても説明した後、意見交換をさせていただきたいと思っております。

<資料 1 各論①>

中山課長補佐

資料5ページ目をご覧ください。各論①ということで、森林の物的状況から対象とすべき森林を探ろうというところがあります。上の黄色の四角囲いに書いておりますが、前回の意見を踏まえまして、まずは施業履歴の確認ですとか、簡易な現地調査によって経営管理の必要性を判断していけばいいだろうということ。2点目については森林整備の必要性を対外的に説明できるような、詳細な現地調査、これはやるのですけれども、その時期や程度は市町村が柔軟に選択していくということ。3つ目として各種資料から把握できる情報を用いまして、調査を簡素化することもあるだろうというところですが、それでも、一定のデータも必要だろうということを整理しました。具体的な内容は下の青色の囲みで、過密状態、目視的指標、地形的要因、法指定等と整理をしております。まず、左側の過密状態のところですが、過密状態としてどこをラインとするかということで、樹冠長率40%以下ですとか、形状比80%以上というラインで前回、意見の一致を見たのかなというふうにも思っております。次の立木密度ですが、これについては施業履歴から把握するというのも方法としてあるだろうということで、加えております。さらに留意事項のところでございます。おさらいの内容の繰り返しですが、特例措置に限定した特別な数値指標を置く必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で対応していくだろうということでご意見を頂いています。

次は左から2番目の目視的指標であります。見てどう判断するのかということでありまして、一点目は下層植生。写真撮影などにより説明材料を充実させることが良いのではないかと、という整理を行いました。また、過密状態と目視的指標の関係でいきますと、step 1として、まずは目視情報を収集するだけでも良いのではないかと。その上で、step 2として、詳細の調査を後からやればよいのではないかとという関係性の整理もしています。3

番目の地形的要因であります。特に、地形や地質の把握をどうするかというところで、微地形表現図や地質図といった文献の調査だけでいいのではないかと。現地調査を求めるといふのはちょっと過重ではないかという整理をしております。最後は法指定等のところでもあります。災害リスクとの関係、治山事業との関係については、都道府県の治山事業の計画と調整して対応していくのであろうと。都道府県において整備する計画が無ければ、市町村としても山地災害危険地区等での対応も考えていくという順番だろうと考えています。下段の黄色囲みですが、追加検討を記載しております。まず、過密状態や目視的指標の関係における追加検討ですが、最終的にどのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねるという整理ではないかと。右の災害防止の関係であります。防災目的で特例措置を活用するという場合は、地形や地質で優先順位をつけることも考えてはどうかということ、この際、市町村の森林整備計画においてゾーニングを実施しておけば、対外的にも説明しやすい材料になると考えております。市町村にどの程度の水準を求めるところとすることを考えております。以上、各論①につきましまして、前回の検討委員会でもいただきましたご意見を踏まえた上で、新たに追加検討を加えております。

これについて、本日、郡上市の河合委員がご欠席ですが、事前にご意見を頂いておりますので紹介をさせていただきます。それから、皆様からご意見を頂きたいと思っております。河合委員から頂いた意見ですが、まず、目視的指標と過密状態の関係でありまして、対象とすべき森林を、まずは目視情報から判断していくという流れでよいのではないかとというご意見を改めていただきました。また、市町村が形状比とか、樹冠長率を測定したり丁寧に現地調査をするのは大変だということ、例えば、天頂向きの写真を撮ってきて、樹冠がどれくらい開頓しているのかを把握するといった程度の調査ではどうかというご意見もありました。もし、それ以上の調査が必要となれば、森林組合等に委託するなりで対応する事になるのではとも述べられております。追加検討のところでも追加しております。市町村がそれぞれありますが、この方向性に異論はないということですが、市町村がそれぞれ指標を設定することはできないので、都道府県が置くのが前提だろうということでした。続いて、市町村森林整備計画のゾーニングの部分です。第3回検討委員会の資料で、郡上市の森林整備計画を参考資料としてつけさせていただいておりますが、郡上市の場合、専門家を交えたゾーニング検討委員会を設置し、傾斜と林道からの距離の2値を使って、環境保全林と木材生産林に分けたということ。市町村にゾーニングを具体的に考えさせるのであれば、こういった幾つかの市町村の事例を紹介してあげることがあるというご意見を頂きました。これについては、今後の検討委員会

でゾーニングの事例を紹介していきたいと思っています。以上、各論①、これまでの振り返りの中で何かご意見、ご感想をお願いいたします。

植木委員長

どうもありがとうございます。これまでの議論の内容に沿って説明していただき、頭の整理もできました。確認ですけれども、過密状態のところですが、樹冠長率と形状比の目安が、樹冠長率の目安が40%以下、形状比が80%以上となっております。例えば樹冠長率が40%以下ということになれば、30%とか、20%を目安とするような話になってしまうのでそれは逆ではないかと思えます。40%以上ということではないでしょうか。また、形状比も80%以上を目安ということになりますと、完満なひよろひよろとした形状になるので、80%以下ではないかという気がするのですがいかがでしょうか。前回の議論では確か、ここは40%以上、80%以下と表現していたと思うのですが、変えた理由は何かあるのでしょうか。

中山課長補佐

40%以下にならないようにするか、形状比の場合ですと、80%以上にならないようにする、という意味で以下、以上を用いているということとあります。

植木委員長

逆の見方ですね。枝下高率だと40%以上が目安になるのねという意味です。目安という言い方は、これを目安としてよくしてくださいという言い方ではないのでしょうか。

中山課長補佐

当初の資料では、「樹冠長率は40%以上が良いとされる」というふうに書いておりましたが、今回の資料は、樹冠長率40%以上を対象にするということに、逆に記載したということとです。分かりにくいと思いますが、表現を工夫したいと思います。

植木委員長

はい。よろしくお願いします。

阿部委員

基本的にはこれで結構だと思っております。最初の話にありましたように、防災的な話や水源涵養の話考えた時に、基本的には健全な森林を育成するという林業本来の目的と同じ考え方で良いのだと思っております。ここに挙げていただいたような目視的指標や過密状態の判断はこれでよいかなと思います。それから、地形的要因、地質の話がありました。確かに現場で把握しながらやっていくというのは難しいかなと思いますが、傾斜に関連してはここに数値が30～35度以上と出ておりますけれども、この数値は、一般的に表層崩壊が発生する傾度の高い斜面の傾斜度ですよね。こういうところで起きる表層崩壊というのは、森林の崩壊防止機能と非常に関係があるので、こういうところの森林は特に整備をする必要があると思えますので、こういう幾つかの数値はあった方がよいと思います。一方で、地質は難しく、厳密に言うと、崩壊の起こりやすい地質、起こりにくい地

質はあると思いますが、表層崩壊に限ってみると、地表面に柔らかい土壌層が発達すれば、大雨が降るとどのようなどころでも表層崩壊が起きる可能性が出てくるものではないかと思いますが、地質はここに記載されているように細かい調査は求めなくてよいのかと思います。どんなところでも、森林は手入れがあれば表層崩壊発生の可能性は少なくなってしまうので、この記載の通りでよろしいかと思えます。治山との関連ですが、山地災害危険地区を指定して、治山事業でも森林整備をされることもあるかと思えますので、その辺は連携しながらやっていくということになるのではないのでしょうか。

片山委員

印象としては、よくまとまっているなと思います。特に、石川県の場合は、県の森林環境税を実施するにあたって、目視的指標とか地形的要因とか法指定とか、まさにこの辺りをよく検討しながら、進めておりました。石川県の考え方も、うまく合致しているのではないかなと思っております。

中山課長補佐

品川委員いかがでしょうか。前回、現地調査の関係等でいろいろご意見いただいておりますがご意見ございましたらお願いします。

品川委員

この分野を少ししかじかじかだけの素人としてですが、特に違和感を感じておりません。皆様と同じ意見です。

中山課長補佐

野村委員コメントございましたらよろしくお願いたします。

野村委員

コメントございません。ありがとうございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは、植木委員長からいただきましたコメントを踏まえまして、次回修正したうえで、お示ししたいと思っております。概ね、こういった内容で各論①を整理していきたいと思っております。ありがとうございます。

<資料1 各論③>

中山課長補佐

それでは次の各論に入りたいと思います。各論②は各論⑤とまとめて次回、第5回に議論させていただきたいと思えますので本日は割愛をします。次は各論③森林の所有状況から対象とする森林を考えるとということになります。上の黄色の四角囲いでございます。先ほどご紹介しました前回第3回検討委員会の振り返りを溶け込ませておりました。持分の過半の所有者が分かり、かつ同意している時には柔軟に活用できるということであります。2点目、持分の過半の所有者が分らないときや、所有者全員が分らないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できるといふ点であります。3点目ですが、この問題がなかなか抽象的な整

理にならざるを得ないという部分がありますのでケーススタディを重ねて
いって、事例集やQ&A方式で論点となるとところを整備していつてはど
かというところがあります。具体的には下に記載しましたが、過半が判明
し、皆同意をしている状況でしたら柔軟に選択できるかと、全員が不明で
あるときも積極的に対象とするという考え方も可能だろうということであ
ります。左から2番目の過半は不明だけれども残りは同意しているという
状況では、災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起りうるも
のは柔軟に対応できるのではないかとということですが、まずは、こうい
った緑色の点線のところを中心に事例を収集して、具体事例に基づく議論
をしていき、最終的なガイドラインを整理していくということを考えてお
りまして、今回は、鳥取県の若桜町と京都府の綾部市の担当者にご参加
いただいております。

【3. 特例措置活用用のケーススタディ（若桜町、綾部市）】

<資料2 ケーススタディ①鳥取県若桜町における取組状況>

中山課長補佐

早速、若桜町と綾部市の事例の議論に入らせていただきます。資料2でご
ざいます。鳥取県若桜町における取組状況ということで、概略を私から説
明させていただきます。鳥取県若桜町は若桜町大石室長よりご発言いただき、委員
の皆様からご意見を頂きました。まず、若桜町の概要でございます。ま
ず、町域の95%が森林、そのうち、7割が民有林、私有林人工林は6千ha
あるという状況で、直近20年で整備された森林は約4分の1と、未整備森
木の解消が課題という状況であります。若桜町森林づくり条例等も定め
ながら取り組んでおられるということですが、森林経営管理制度は、岩屋
堂地区をモデルとして取り組まれているということですが、若桜町では災害
を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していくことを目的としてお
りまして、そういった中で、重要なインフラということで公道沿いの森林
整備を優先していくという考えの下で岩屋堂地区を選定されたということ
です。次のページの写真を見ていただきますと、赤囲いのところ、集積計
画策定済みということでありまして、公道に接している森林につきまして
は地籍調査時に所有者の確認が行われていたということ、全員の同意を
もって集積計画を昨年度策定したという状況であります。青囲いについ
ては明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生しております。地元
に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である
部分について、共有者不明森林の特例制度を活用するというところで、令和
3年3月17日付けで特例の公告をしているというところであります。

3ページ目をご覧ください。所有者探索の状況を具体的に整理しておりま
す。登記名義人は明治生まれの5名を含む6名、その後、相続登記がされ

ないまま来ていると。6名をA～Fで示しておりますが、登記名義人Dの
相続人を除き、地元に残る相続人を確知したということです。相続手続が
未済であるため、とりわけ登記名義人Cの孫ですか、地元に残る1名の
孫以外の相続人にも相続分があるとも考えられますけれども、実態や地元
に残る者らの意向を参酌し、際限なくは探索していいという状況であり
ます。

4ページ目ですが、ここではどういう経営管理をしていくのかということとこ
ろですが、弱度の間伐を繰り返しているということと、存続期間を15年
に設定しているということとです。基本的には収益が出ないということとす
が、収益が出たとしても経費に充てるということで、所有者への還元はし
ないという方向性です。

最後、5ページ目ですが、検討委員会でご議論いただきたい事項を整理し
ております。もともと共有名義であったことに加え、数次相続が発生して
いるため、孫の代までであっても際限なく探索すると時間を要してしまう、
そのような中、先代、先々代から地元を離れてしまっている共有者を際限
なく探すことはやめて、地元に残る相続人の意向を尊重し、その者の
同意をもって共有者不明の特例制度を活用することとしたということであ
ります。遺産分割未了ということで、町としては必ずしも地元に残る孫の
1人が10割の持分を有しているとは断定できないのですが、慣習を踏まえ
ると、地元に残る相続人が事実上の所有者であるという所有者の主張を尊
重したということです。森林経営管理制度の施行令や施行規則を踏まえ、登
記名義人の配偶者と子を調べた上で、町としての合理的な探索の範囲とし
て孫の代まで探索を行ったということとあります。十分に探索に努めた
と考えておりますが、地元を離れているかもしれない孫の探索をやめ、み
なし同意の手続きに進めたことは不適當かどうかというのを確認したいと
いうことでございます。2点目は、先のような探索が不適當であるとされ
た場合において、今回実施しようとする行為、公道への悪影響を防止する
ための森林整備というものを講じるとき、集積計画を策定する以外の選択
肢として何か活用できる仕組みはないかということとです。例えば、今回の
探索で持分の過半があると確定した場合等において何か考えられるかとい
う点であります。若桜町の大石室長、補足的にコメントがございましたら
お願いします。

若桜町大石室長

若桜町は今までもいろいろな林務行政の中で、相続人が複数いる場合も地
元に残っておられる方を代表として手続を行うというケースがございます。
今回も、地元に残っている方に連絡を取ったら、その地元の方が相続人代
表として手続をすること、そのことに同意しているということと、今後相
続人間で紛争等のリスクがあるかもしれないということも踏まえて、紛争

が起きた場合は代表者、相続人間で対応していただくということもお話しした上で、手続を進めさせていただいたところです。今回、不明共有者がおられるわけですが、従来の林務行政のやってきたことと、今回の集積計画を立てるところを見比べた時に、特に大きなリスクもなないだろうという判断の下でやってきたところです。森林経営管理法で定めている、確知した者全員に連絡を取るところは行っていないのですけれども、実質的にその山林を管理する、管理できる所有者の同意を得るとい形で取組を進めました。今日の説明でも、どちらかという所有者の過半の同意が取れる場合ですか、人数、持分の部分に着目して議論が進んでいるようにも思えるのですが、現場感覚としては、森林管理をする、義務を果たせる人かという視点で見た時に、地元に残っている人が一番重要なポジションになってくると思うので、その意見を尊重しながら、森林経営管理法を運用できる仕組みができたいと思っております。

品川委員

森林経営管理法の条文を再確認しています。共有の場合には特に過半の共有者の同意までは要求していなかったという構造になっていたと思うのですが、それでよろしいですね。共有者の過半以下でも、その者が同意していれば進めてもよろしいという内容でしたよね。

箕輪課長

そのとおりです。

品川委員

そうですね。森林経営管理法にそういう規定があるから民法的に問題がないということではないのですが、やっていく施策、実際行っていくことの内容に緊急性があるか、権利侵害であるか、または受益的なものであるか、つまり、不明共有者の所有権にはタッチすることだけれども、それは受益を与えることであるか。こういう理由であるから受益的であるから問題がない、権利侵害的でないから、一見したところ、木を伐ったから権利侵害といえるかもしれないけれども所有者として果たすべき義務を代わってやったことだから、最終的に受益と言えるところから問題がないのだとか。そういう理由付けが必要であり、その辺りをぼんやりと、「なんかいいじゃない」みたいに進めていってしまっているところもあるかと思えます。そのあたりの理由付けを明確にしていいたら安心、安全かなと思います。そういう感想を持ちました。

野村委員

そうですね。よく考えてみる必要があると思うのですが、まず、感想として申し上げると、このような事案に意欲的に取り組む必要があるし、今やっていた方がいいようなことを、何とかやっていた方がいいんだよと、ルールあるいはガイドラインとしていく、あるいはそれはそれをやっても差し支えないというような条件、説明を整理していくのがよいと思います。

私の問題意識としては、際限なく相続人の調査をするということが、確かにそこで調査されなかった人に質問したら費成できないと言いかもしれないわけですが、その人を探すことが本当に必要なかつ合理的なことなのかというところと民法上の権利の部分との調和が必要かと思うのです。しかし、判子定規で行きますと、その調和点よりもだいが権利寄りの方にウエイトがかかってしまうと、実質上、若桜町さんが何かやるうとした時にできない、という結論に簡単にたどり着いてしまうと思うのです。そういう中で、こういう意欲的な取組をしていただいている、これを形式的に否定するのではなく、どういう考え方でそれを正当とされるのかというところを探求したいなと思います。

この制度と代表者の同意を混ぜて使っているように聞こえて、そこをどう考えるかというところですね。代表者が責任を取ってくれるという時に、それをどのように評価するか。実際その代表者がリスクを負担できるのならばよい、という考え方もあり得るかもしれませんが、その辺を上手に整理したほうがいいと思います。例えば、私は東日本大震災の津波被災地で3年ほど勤務してきた経験がありますが、被災地で、津波被災した土地を嵩上げて新しい宅地を作りましよう。一筆、一筆では成り立たなくて、周り全員が同意しないとできない。そこについて、全ての権利者・相続人の同意が得られるのかという、それをやっていくと一か所だけ穴ばかり空いたりして、それは成り立たないわけですが、そこでどうしても実質的にいざ事業をやらなければいけない中で、どのように進められたかという、相続人の代表者という人に署名してもらって、もし他の相続人からクレームがあったら私が相続人の中で解決します、といった同意書を出していただいて事業を進めたという実態があります。復興事業を急がなければならぬという要請上、現実的に、それ以上の手間はかけられなかったということなのかと思います。森林の管理のケースは、津波後の嵩上げと多少緊急度は違っても、長期的な森林経営という中で、これだけたくさんある森林について、ひとつひとつどこまで細かく所有者探索をやらなければならないのか、それは現実的であるのかを考慮しながら、可能な方法を模索して、チャレンジしていただいて。もしかして、これを問題とお考えになる方もいると思うのですが、そこをいかに、どううまく説明がしてあげられるのか、それを私たちは考えたいと思います。原理原則を無視してよいわけではないので、そこを悩みながらどう応援できるのか。そこを考えたいと思います。正解が私の中にないのもう一度よく考えてみたいのですが、とりあえず感想として以上です。

若桜町大石室長

私の説明で皆様に誤解を与えてしまっており、ひとつだけ補足させていただきます。通常の林務行政の中では、代表相続という形を取らせていただ

いて、その場合はやむを得ず紛争等が起きたらその代表者の方に責任を持つてもらい形で、リスクを相手に与える形でやってきております。森林経営管理法では、共有者不明の手続をとることで、法的な裏付けで代表者にもリスクを負わせないことができるかなどという理解のもとで今回の手続に踏み込んだという説明をさせていただいたのですが、すみません、誤解を招くような説明になっておりました。

中山課長補佐

ありがとうございます。原理原則を捉えながらも、実態に即して動かしていくという点で非常に後押しいただいたようなご意見も頂戴しました。若桜町さん、インフラ周辺の森林整備というのは町としての大きな方針として取り組まれているというふうなものなんでしょうか。

若桜町大石室長

はい、若桜町は、森林環境譲与税ができた関係で、新しい視点での取組というところで始めました。若桜町は豪雪地帯でして、昨年の12月末にも、例年より早く雪が降った時に、公道沿いへの倒木が多数発生し、孤立集落もできて、そのようなこともきっかけに町民の関心が高まりました。道路管理者、送配電事業者の方も立木の事前伐採ということに興味を持っていただいており、多数の問い合わせが来ている状況です。我々が取り組んだことに対して反響が起きているという状況でございます。町内の自治会からも自分たちが普段通る道が心配なので、どうにかならないかという相談も出てきておりました、今回は集積計画による市町村の事業として実施しているのですけれども、場所によっては通常の森林整備で対応できるような場所もありますので、そういった山林は森林整備事業を優先的に活用していくこととし、地元の森林組合と調整しながら、公道沿いの整備も進めるところです。

中山課長補佐

ありがとうございます。今回は、森林経営管理法の仕組みで行ったということですが、ご議論いただきたい事項のところの最後に書いております通り、こういった公道への悪影響防止のための森林整備という時に集積計画を策定する以外の選択肢として何か活用できる仕組みはないかというのですが、この点につきまして品川委員、何かアイデアがございましたら、コメントございますか。

品川委員

今のところちよつと外れて、遅れてコメントいたします。施策を進めたい側がこの理屈で進めたいということと、同意を求められなかった所有権者が自分の権利主張をしていく時に、どういう理屈で行くかというのは、それぞれ別の問題です。我々法律家というのは、同意を踏まえないで進められてしまった所有権者が一体どのような主張を展開していくのかということに常に敏感でなければなりません。野村委員がおっしゃったことは先ほどの私のコメントと、同じなものですけれども、行政を進めていく上で、例え

ば若桜町がおっしゃったような林政では代表相続という考え方をとっているとか、あるいは、資料上の「地元に残る相続人が事実上の所有者である」とか、法律家からすればまずい表記が散見されます。皆様のコメントの中にもあります。ここは皆様が思っている以上に理論的なパックスにもあります。ここは皆様が必要とするところなわけです。それを後から読む、読まないとともに読んで、そのようなところを文書としては作っておくべきだろうというふうには考えます。いったんそういうことを考えてみて、それで現実がどのようにはなっているか。どういうような論理立てをすれば権利侵害ではないと言えるか、受益だからと言えらるか、ということを森林的な実態から説き起こして、文章を作っておく必要があると思います。ガイドラインを読んだ人が、この理屈だったら自分たちがやろうとしていることでも大体同じようなことだろうなど。そこで初めて安心できるようなことなのではないかなと思います。それから、紛争のリスクの件ですが、他の所有権者の方々に一筆書いてもらって何かあったらば自分たちの相続人の中で解決します、というふうには野村委員もやったとおっしゃるけれども、それはあくまで暫定的に緊急時だからするしかなくなかったということでもあります。原告は相手を選べるわけですので若桜町もよくよく認識していただきたいです。そうすることでも含めて、どう進めていくかということを緻密に考えていく必要がある場面なので、ひとつそのところだけよろしくお願ひします。

ありがとうございます。これから若桜町さんが進めていくためにも、かなりご示唆に富んだご発言と思えますし、この検討委員会の中でこれからガイドラインや事例を取り上げていく中で整理すべき一つの重要なポイントを頂いたというふうにも思っております。ありがとうございます。また、追加でどなたかコメントがございましたら、どなたかいらつしやいますでしょうか。

中山課長補佐

植木委員長

他のところなのですが、判断が難しく、気になるところがひとつあるのですが。まず、現場において所有者探索というのは本当に大変だなと思っております、これをどのようにまくやっていくのかなど。ある程度責任のある立場の方からすれば、しっかりと裏付けと合理的な理由が必要なのだと考えさせられました。それはそれとして、4ページ目のところで、若桜町では、間伐をして収益が出たとしても所有者には還元せず、経費に充てるということを考えていらつしやるようですが、この考え方にについて教えていただけますか。ここ数か月の話題としても、ウッドショックといわれており、スギやヒノキの丸太の価格が高騰しているという事態が起きています。これがずっと続くのかということのもよく分らないことろですが、例えばこういったことが、将来にも起き、今の考え方で所有者

に還元しないとなったとしても、材価が高くなって、コストを上回る収入があった時に、果たして所有者に還元しないという考えでよろしいでしょうか、所有者は納得してくれるのか、というようなことが気になりました。

若桜町大石室長

まず収益が出るケースとしては、例えば間伐であれば、国からの補助事業、鳥取県がさらに嵩上げする補助事業というものがあるのですが、そういった補助制度を活用した場合などが考えられると思います。そういった場合には、補助金により事業費がある程度圧縮でき、利益を所有者に還元するというケースも考えられるのだろうと思います。ただ、今回の箇所は、集積計画に基づいて、市町村の事業として実施しますので、補助金も使わず、事業費の全てを町が負担することになっています。森林の状況からしましても、収益から事業費用を差し引くと所有者には還元できないというふうに判断しております。ただし、今後、集積計画を立てたところで、林業経営者に再委託し、儲けがでるというケースも出てくるかもしれません。そういう場合は、所有者への還元を含めた集積計画を作り、林業経営としてやっていくということも検討していきたいと思えます。

植木委員長

今回の事例では、基本的には町が単独でやる事業であり、そこには補助金等々がないということも前提でやるからということですね。ただし、今後ほもし、補助金等により、ある程度の搬出費用が出るのであれば所有者に還元していくという理解でよいということですね。はい、了解しました。ただ、どうでしょうか。林野庁としても収益が上がった時に、その利益配分をどう判断すべきか、どう考えるべきかという点について、もしコメント等あったらご発言いただきたいのですがどうでしょうかね。

中山課長補佐

はい、ありがとうございます。そういったところは、次の各論④とか、各論②にも関係してくるのかなと思います。いわゆる林業経営的にやるという議論に関係してくる部分だというふうに思います。林業経営者に再委託して森林整備をするということになりましたら、所有者への還元をしてくるということなのですが、事務的な話にはなりますけれども、そもそも全く所有者が分からない森林という場合ですと、収益が出た場合には供託するということになると思います。共有不明の場合も、基本的には、その共有者の分は供託をしましょうという点で指導をするということになっていきます。

植木委員長

はい、ありがとうございます。

<資料3 ケーススタディ②京都府綾部市における取組状況>

中山課長補佐

続きまして、綾部市の事例に移りたいと思います。資料3であります。ま

ず私から資料に沿って説明しまして、その後、綾部市の伊賀原さんに補足をさせていただければと思います。まず1ページ目です。「綾部市の概要」でございしますが、約2万6千haの森林があり、そのほとんどが民有林という状況です。人工林は約1万2千haありまして、そのうちの約6割、7千haが過去10年間に手入れが行われていないという状況であります。そういったところで、森林経営管理制度の取組を進めていくということで、長野地区をモデル地区として、取り組まれているということでありまして、長野地区を選んだ理由としては、10年以上にわたって手入れがしてないが、境界明確化は行われているということでもモデルケースとして取り組みやすいという点ですか、自治会へのアンケートで協力的な印象だったとか、集落や府道1号線に隣接しているということで、手入れの優先度が高いからということでもあります。

次の2ページ目をご覧ください。「長野地区における取組状況」であります。下の写真を見ていただきますと、黄色は、令和元年度に経営管理権集積計画を策定したところ、次に水色の部分は、令和3年4月に策定したというところでもあります。これらを策定するにあたっては、土地家屋調査士に合成公図を作ってもらったり、所在が分からない所有者の森林を市が住民票や戸籍簿本等を活用したりして、所有者の探索し、合意形成を進めてきたというところでもあります。それでもなお、この赤い部分であります。所有者が分からず、残っているということ、今回この赤い部分について、特別措置の活用を検討されているということです。

次の3ページ目です。「共有者不明森林への対応状況」ということで、ここは、集落で利用されてきた入会林が明治期に当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる表題部所有者不明土地となった2筆であるということが判明しているということでもあります。一部の登記名義人については地番情報に欠けるということでもありますけれども、周囲の地番情報から推定をしながら特定を試みたということです。しかしながら、登記名義人25名のうち、4名はその後の相続人等を探すことが困難になっているという状況であります。入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行なったというところでありまして、森林経営管理法の規定通り、公的情報から把握できる範囲については探索をし尽くしたという状況で、この特例制度の活用を検討されているということでもあります。また、この集落の総意としても、早急な手入れを期待されているというような状況であります。

次4ページ目です。「市が行いたい経営管理の内容」ということでもあります。この周辺の集積計画においては、この5年間で切捨て間伐を1回するという計画にしております。こちらも若桜町と同様に、市が経費を

全額負担するということでありますので、基本的には利益の還元はないという内容であります。

最後5ページ目であります。この「検討委員会でご議論いただきたい事項」ということで、まず1点目であります。市としては、適切な探索を行ったと考えているのですが、どこまで探索をすれば十分とされるか不安がないわけではないということでもあります。推定される地番情報から住民票等の取得を試みるなど、より丁寧な対応を図ったと考えているようですが、探索の仕方についてご意見をいただきたい、というのが1点目です。2点目は、綾部市には集落が200以上あるといった状況でありまして、今回のケースのように、入会林を由来とするような共有者不明森林が多数あるのではないかと懸念があるということです。今回の地区16haについて、市が掛けた探索時間は約20週ということですが、他の集落でも同様に対応していたのでは、手入れ不足の森林の解消に時間を要してしまうということで、探索の範囲の合理化として検討できる余地はないかというのが2点目です。3点目でございます。今回のケースについて、事前に施業履歴を確認するなどして優先順位を付け、現地調査なども踏まえ、対応方針を検討したところでありまして、市が管理を優先したい理由が明確でありまして、特例制度を活用するに十分な背景事情があると考えられますけれども、これについてご意見はありますかと、この3点でございます。綾部市の伊賀原さん、補足でコメントがあれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

綾部市伊賀原主任

はい、綾部市の伊賀原です。この場所ですが、綾部市としても初めてのモデル地区ということで、所有者の探索を徹底的にやってみようということと、対応しております。ここで実際にどれくらいの手間が掛かるのかというところを把握することが、これからの業務の指標にもなっていくのかと考えております。ただどうしても登記名義人の住所が小字で止まっている、名前しか分からないというパターンというのは、もうどうしようもないなところでもあります。地番が分からないので、相続人を調べようと思っても調べられないですね。他の地番の相続人の探索をしている際に戸籍を調べた結果、同姓同名の方を発見できたとしても同一人物と断定できないのです。そのような調べた人と登記名義人が同一人物かという、ういった判断をしていくということも大事かと思うのですが、その判断に要する時間というのにも時間がかかり、業務を進めていく上で支障となっております。私たちの目標としては、森林整備を進めることが目的になってきますので、そこに費やす時間というのを、この探索というものを合理的にできないかというのが悩んでいるところなんです。

品川委員

これで道法だよと法律的に問題がない、何か紛争が起きても勝つよと我々が判断するレベルの証拠、あるいは証明力というのは、皆さんが想定して

いらっしゃるよりもずっと高いし、正確さを要求するのです。それで、まず、5ページ目の最初の四角ですが、小字までしか分からない時間について、住民票取得することも困難な共有者がいたということなのか、それでも、住民票を取得した共有者もまたいたとおっしゃるか、小字しかないのになぜそんな人が所有者だと思って住民票を取得されたかと、このつながりから、まず我々は疑問に思うわけです。分かった人が真の所有者、あるいは相続人であるということは、本当にこれは立証できるのか、まずそこからですね。それを考えると、この人が所有者であると早計するよりは、中途半端な資料で早く結論付けちゃやうよりは、これは所有者不明土地としておくことで、共有者不明ではないかという印象をもち手続きを進めることで、むしろ適法だったのではないかと、これは具体的な資料を見ないと実は我々はお答えすることはできない、やっではないかというふうに、弁護士とか弁護士職務基本規程で、そういうことになっています。本当にこれよかったですよということ、具体的な資料を拝見して、これこれこういうふうにお調べになって、それで小字しか分からなければ、これもこの人が所有者だと共有者だというふうに判断されたのですね、というふうにご説明いただかないと、今ここで回答はしかねるというふうになるかと思えます。

次の2番目の四角なのですが、市には集落が200以上あって、戸籍簿本の取得数が785通、確知した相続人が184名ということですが、こういう数字を実際に出していただいたことは、大変重要なことで、これは非常に貴重なデータです。こんなことではやっではないから、森林経営管理法の枠内ではちよつと対処できないから、もう一つ新しい法改正してもらわないと、あるいは立法してもらわないと困るのと、証拠に基づいて政策決定ということで、これから話が始まる場所ではないかというふうには考えております。これは野村先生にもご意見をうかがいたいところなのですが、本当にありがとうございます、このデータは今後本当に貴重なもので、綾部市だけではなく、他の自治体からも、もうちよつと出してもらわないと困るというふうに考えております。そういうことで2番目については、今はお応えできませんけれども、感謝申し上げます。3番目、今後どうしますか、1番目の四角について、実際にこういう資料をもって判断したのだかと思えます。ちよつと中途半端で申し訳ないのですが、これは私の今時点のコメントとさせていただきます。

綾部市伊賀原主任

お尋ねのあった住民票の取得のところについては、25名の共有者のうち、完全に住所と名前が一致した共有者のみ取得しております。小字までし

か分からない所には手を付けていないです。小字以降が分かっていた人だけを探索をやっています。

中山課長補佐

小字までの登記しかされていない登記名義人については取得ができていないということですね。

そうしますと、今回の場合ですと25名の相続人の探索で、小字までしか分からない分については不明者として処理をし、それ以外の所有者については通常の探索をして、相続人の探索を行ったという状況でしょうか。

綾部市伊賀原主任

そうです。

中山課長補佐

分かりました。ありがとうございます。特に四角の2つ目についても、とても重要な数字だということで、ご意見をいただきましたありがとうございます。野村先生からもまたコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

野村委員

品川先生がおっしゃった通りです。私は、同じことを違う方向から述べていて、でも品川先生と拠って立つところは一緒なのです。

森林経営管理法を含め、最近の法改正の中ではどういう考え方が取られているかと言うと、その場に赴いて色々な人から話を聞いて、所有者を特定すると言う、そういうフィールドワークは基本しなくていいよというのが、基本的な考え方です。ただ、その登記情報から分かる人たちについては完璧に調査しなさいという考え方をとっているというのが実情ではあります。そういう意味で言うと、現地に行けば、あそこは確かに登記上こうなっているけれども、昔これこれにいた、この何とかさんの孫なのだよというよきな事実上のお話もある。例えば、小字しか分からなくても、地元の人に聞けばこれはあの人が決まっているということとは分かります。けれども、第一段階として言うと、そこは調査する必要があるということになっているということです。

では、そこを越えて、調べれば分かるから調べた方がいいのかどうか、ということについては、品川先生からコメントがあったのだと思います。ただ、「分かる」と言っても、じゃあそれを本当に確実なのか、後から説明できるのかと言われると、難しいかもしれない。ですから、そこについては、逆に、完全一致しないということを理由にして、その部分は端折るということが、ひとつ考えられてもよかつたかもしれないということですが、フィールドワークはしなくてよいくというルールを始めつつあるわけですから、完全一致しないという理由で調査しなかつた時に、ちよつと調べればすぐに分かつたじゃないかという文句が出るのか、出ないのか

というところもあって、そういうところも含めて、今後、事例を集積した方がよいと思います。いずれにせよ、いま申し上げた基本的考え方、フィールドワークではなくて机上の調査、登記、住民票や戸籍からの調査をもって足りるとしようというのが基本方針であることは間違いありません。

第2点に品川先生がおっしゃったことには100%賛成です。本当に大変なご作業だったと思うのですけれども、この数字とか所要時間、そういうものを目に見える形にしないと実情が理解されないのが綾部市の皆さんが費やした時間は無駄ではなくて、現にこれだけ時間を掛けているのだということとを世の中に明らかにしていく、そうすると、それはそうだよな、自治体内の森林について一個一個やり方がないし、林業担当部署に何人職員がいればよいか、という話になるわけです。ですから、これは本当に活かさせていただきたいデータであると思います。ひとつの自治体で何件も取り組むのは大変なので、それこそ林業をやっている全ての自治体で1件ずつでも、こういうケースに取り組んでいただけて数字が集まったら、すごい力になると思います。

また、表題部所有者不明土地の件も、聞くところによると公共工事のための案件で手いっぱい、ましてや民間の方が個人的な関係で申し立てても、まったく受け付けてもらえないというような、なかなか必要な全員が利用できる状況にないという話は伺ってまいりましたので、同じ自治体でも林業の方に活用するにはまだ手が届きにくいというようないことが伺えてよかったです。ありがとうございます。以上です。

中山課長補佐

ありがとうございます。一つ目の論点について、どこまで探索するか、どういうふうにやるかということ、最近の法律ですとか、法改正のトレンドをご説明いただきました。伊賀原さん、今のお二人の弁護士の委員のお話をお聞きになって勇気づけられた部分ですとか、こういうふうにしてみようかなど、そういう感想なりコメントがあればお願いします。

綾部市伊賀原主任

ありがとうございます。どこまで探索できたかというお話をいただいたのですが、徹底的にやっています。具体的には、続柄で言うと、嫡子の養子の長女の長女、遠いところと言うといわゆる玄孫まで探索は行っています。たまたま今担当している者として、私は元々戦没者遺族の保護事務をしていた関係があって比較的相続の関係は分かっているのと、会計年度任用職員も市のOBで元々戸籍に携わっていたというところもあって、徹底的な探索ということに関しては、一応クリアできてきているのかなということろまでしている段階です。これが果たして、他の林務担当者さんが同じレベルで行えるのかなと言うと、なかなか難しいところだなと思います。探索時間には更に増えるのではないかなと思います。今回、探索に要した時間を挙げ

させていただいたことについて、よかったと言っていただけだったので、またこういったデータが提供できればと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。特に2つ目の四角囲いの部分、これからの森林経営管理法のあり方についても一石投じていただけたと思います。その他にご質問やご不明の点などございましたら、お願いします。

室木係長

若桜町、綾部市のご協力のもとで資料を作成するなかで、先ほどの品川委員のご指摘に関連して気になった点がございました。今回の若桜町と綾部市の事例は対照的だと思えます。若桜町は、地元に残っている代表者の了解が得られれば先に進むという判断をしたのに対し、綾部市は、地元を離れて、管理する権利があるかどうかも分からない所有者であっても、とことん探したというスタンスだったと思います。他の市町村の方とやり取りをしているなかで、森林経営管理法の「関係権利者全員の同意を得ること」としてある点について、何を持って関係権利者全員の同意とするのかという点について解釈を問われる時があります。今回のケースでいきましたと、集落で持っている森林について、集落を離れている方達は外して、今残っている方々の同意をもって全員の同意とすることもできるのではないかと、ということもございまして、今回の綾部市の例でいきますと、たまたま当時の登記の仕方が、当時の家長たちの25名の名前を並べただけで、それを集落の山だとする実態上の問題と、登記の不一致、ということがあるのではないかと思います。他のところでは、財産区という選択肢を採ったので、最近の例ですと認可地縁団体というような法人格を取得して登記をするところもあるかと思えます。そのようにすると、登記の仕方が違うだけで事実上は地元の山だと。それを25人が等しく共有持分を持つ山と見なし、都会に出て行ってしまった方達まで含めて権利者として対応していかないといけないのかと。綾部市はこれから探索で見つけた全員から同意を取って集積計画を作っていくことになりましたが、全員の同意を取るのは大変になるのではないかと思っております。その辺りを何とか簡素化する方法とかがあれば良いとも思いました。集落の合意形成ということをごまで突き詰めていくのかという点について補足的にご意見をいただけたらと、これからの参考になることもあるかと思いました。

野村委員

今、お話があったなかで、この土地については認可地縁団体の特例を使って処理する手段があった可能性はあるように思いました。それには、地縁団体が再度作れる、あるいは現存していることなどが前提になるので、条件が合わず、個別に所有者を探索する方法を取らなければいけないかという可能性も、当然大いにあり得ると思います。

ただ、調査によって権利者が判明した以上は、現行法のなかでは、判明し

た方達の同意を求めると、同意しない方がいれば、法律に基づいて対処していくことになると思います。網羅的に調査するという方針に従って、この先の合意形成の部分もやっつけていかざるを得ないと思います。あとは、どれだけの日数をかけて、所有者にどこまで会いに行つて、「これだけ大変だった」というところを記録していただき、問いかけていただきたかと思えます。この制度にちゃんと取り組んだらここまで大変だったけれども、我々頑張りましたと。ただ、本当にこの頑張りが必要なのか、あるいはもう少し良い制度がないのか、という問いかけを是非していただければと思います。取り組まれる方の苦労を分かっているのですけれども、無視したような話で恐縮ですけれども、実際のところは184名の方にあたっていたと、さうでもないかと思えますので、今後、経過などを報告いただければと思います。

品川委員

先ほどの室木係長のご発言で、集落にいない方は外して考えてはだめとかご意見がありました。やはりその考え方を採ることはできません。所有者と言ってしまうからだめで、では管理者と言ったらどうかというような議論の方向性が、法的には工夫し得るところがあるので、委員会の議論の枠組みからは少し外れますが、その辺りで少し情報を整理する余地があるのではないかと思います。共有権の対象物をどのように処理していくかという点に関しても、言葉としてはご存知かと思えますけれども、処分・変更・管理・保存、というようなことがありまして、実際の森林経営の内容、「こういう施業は処分である」、「こういう施業は管理である」、「こういう施業は保存である」というところの具体的な解釈については、今度は森林経営の専門の先生方と議論しながら落とし込みをしていく部分かと思えます。「管理」に関しては管理者がやっつけていきますよと。そういう方向でガイドラインを展開させていかなければならないかと思えます。その点については、この委員会で対応する内容からは外れてしまう、というよりも質問的に少しはみ出してしまふのかもしれないけれども、林野庁の方には少し具体的に考えていただきたいと思えます。それから、綾部市が取っていた、戸籍謄本を探索したら785通でしたというようなデータについては、例えば、探索しなくても共有者100名でばっちり登記されているところもあるわけで、ではその共有者のうちの一人の同意があればいいのかということ、常識的に考えてそうではない。では何人の同意があればいいのかと。そもそも100人全員がばっちり登記されているからと言って、全員に対して通知する必要があるのか。じゃあ200人ならどうか。300人ならどうか。そういう問題が出てきてしまう訳です。線引きをして制度設計し直すことを考えなければならぬけれども、いまある数字では、線引きをして議論に堪えられず、提案すらできない状態だと思えます。その辺りのことも将来的な題材となることを考えていただくとよろしいかと思えました。以上です。

ありがとうございます。市町村からよく聞くのは、森林経営管理法では全員の同意を得るところがすごく大変だということ。やろうとしたい行為は、民法で言えばまさに管理行為だということ。やろうとしたい見つけた段階で、そこをみんなの合意として集積計画を作れるといいよね、というような話もあります。この点は、森林経営管理法を出るものではないということはお話かと思いますが、今この場で結論が出るものではないというところは分かっていますが、いくつかの市町村の事例を聞く中で、やはりそういうところに課題意識があることは分かっています。それも一つの成果かと思っております。今のお話を聞いていくと、所有者が見つかるとは思いますが、等しくアプローチしていくことが良いと。その上で、意向調査票に返信をしてくれない、あるいは全然相手にもしてくれない、という所有者の意志を確認し、その方たちを除いていたら地元の方達だけの結果になってしまった。そうであれば、その方たちだけで進めてしまっても問題ない。やはり、手続は順番に踏んでいくことが重要かと思っております。その点、後ほど時間があれば、資料1の各論③のところ、法16条の確知所有者不同意森林についてどのよう考えるか」というところにも書かせていただきました。この辺りについて、追ってお話をさせていただきます。ご意見をいただきました。ありがとうございます。

片山専務は森林組合で、いろいろと探索等を取り組まれているかと思いますが、そういったお立場から、何かコメントをいただければと思います。もし何かありましたらお願いします。

両市町のご担当のご努力、すごく取り組まれていると感じました。かが森林組合で関わりのある市町村の方向性としては、どちらかという若桜町に近いのかなという印象があります。例えば、固定資産税を払っている実権者のような方の同意をいただいた上で実施して、できるだけ森林整備ができるような方向性を持って行きたいというように、できることを皆さん考えていて、白山市などでも配分計画の段階まで進んでいる状況かと思えます。綾部市さんのように、ここまでできっちり調べることはなかなかできないのかなという印象を受けました。

<資料1 各論③>

ありがとうございます。今までのところで、ケーススタディの関係については終わりにさせていただきます。先ほど室木からも話がありましたが、資料1の各論③に戻ります。各論③の右半分の部分ですが、「反対者あり、又は意思表示なし」というような場合にどうするか、ということも

改めて整理をしております。「明確に反対する者がいる場合」というところ。災害が起こるなど緊急性がない場合、反対者がいる場合には対応の優先順位を下げる、あるいは対応しないということもあり得るだろうと。あるいは、意思表示をしない共有者や協力しない共有者がいる場合には法16条による確知所有者不同意森林の特例も検討してよいのではないかと。例えばということで、市町村が所有者を探索して相続人多数となった場合や、共有者不明森林の特例も使おうとする場合に、前向きに活用を考えてはどうかということも少しご提案をしております。これまで、法16条の特例はあまり使うものではないだろうと考えておりましたが、例えばこういった時に活用していくことが一つあるのではないかとということで記載をしております。さらに右側、「周囲も不明」の場合、隣接地所有者が不明の時にはやはり優先順位を下げることもあるということもです。その場合でも、周囲一帯で経営管理権を設定して管理をしていくこともあり得るのではないかと。また、境界の確認や、金銭の算定についても具体事例に沿って検討していきたいということも、現時点では整理しているところ。各論③については、ケーススタディを重ねつつ進めていく方向でお示ししております。各論③に関してコメントがございましたら、お願いします。

さきほど品川先生がおっしゃったようなことなので、結局のところ「森林経営管理法」は、全員の同意といったところを書いていて、それは要すれば「処分行為」、民法でいえば「処分」にあたるような行為であるということが出発点になっているように見えます。しかし、「森林経営管理法」という名前でもあるわけで、そこを「管理行為である」と、つまりは「過半数の同意があればできる行為である」と考えられるなら、ただしこれは今の法律のままであれば出来ないと思えます。すなわち、これは立法論ということになり、管理の範囲内でこの森林経営管理法が適用できるといふような構造にしていくことが、もしかしたら望ましい方向性かもしれない。ただ、そう出来るためには、権限を少し弱めることによつて管理行為とすとか、あるいは森林経営管理法の適用対象のなかでも、処分当たる行為と管理に当たる行為を分けるような、そういう整理をならんからすることによつて、持分の過半数を保有する所有者が判明すれば、そこで相続調査を打ち切ることが出来るということも方向性も出てき得るかと思う。これは現行の法律の枠内で出来る話というよりは、そういうような整理を進めていって、提言なりあるいは実情からそういう提案が出来ていったらいいのかなと。品川先生がおっしゃりたいことは、そういうことかと思うのですが、改めて触発されてお話しさせていただきます。

ちよつと2点、バラバラのことを申し上げます。言い忘れていたということ。所有者不明の場合は、利益が出た場合に供託するという法律になっているということなのですが、共有者不明の場合には、供託というシステムに法律上なっておらず、「相続人間でうまいことやってくれ」ということを期待するような法律の構成になっていて、そこはちよつと問題があるかな、と従前から思っておりまして、この法律自体、森林経営やっても、もう利益が出ないという、経験に基づいた、ある意味、思い込みの上につくられている法律で、しかし世の中になががあるか分からない、まして昨今の2カ月、3カ月の木材価格の高騰が万が一続いたとしたなら、切捨間伐が合理的な経営方法かといえるかというところ、そうでないということき、意見を聞かなかつた共有者からなにを言われるかわからない。共有者不明の場合には、供託しなくてもよいという構成になっている。これはちよつとなかまかまずいかなというふうな感じをずっと思っておりまして、のが1点。それから、確知所有者不同意の条文については、5年経てば、不同意した所有者がひっくり返せるという条文の構成になっておりまして、ここも法律として使いつらいところになっているということを改めて思い出しました。この2点、今の時点でコメントさせていただきます。

ご説明いただきましたありがとうございます。各論③につきましましては、引き続き事例を取り上げさせていただきますまして、各論③に書かれている内容も含めて継続的に検討していきたいと思っております。今日はここで各論③は一旦閉めたいと思っております。

<資料1 各論④>

最後に各論④の部分でございます。8ページ目でございます。前回、少しご議論させていただき、その部分は反映させていただいております。森林の物的状況から経営管理の方向性の判断材料を整理するものです。まず、上段の黄色の枠囲みですが、搬出間伐については、これを実施することでも可能としつつも、管理の性質や経済的な観点でどこまで許容できるのかというところ論点として掲げております。2点目は、列状間伐です。これも取り得る選択肢として掲げており、溶け込ませています。また、対象森林の考え方を前回は前回の通り、溶け込ませています。また、対象森林の考え方と同じように、存続期間についても、通常の場合と特例の場合で特段の差異は設けられないようにするというように整理をしております。

次に下で4つに区分しております。緑色の枠囲みです。一番左の搬出間伐ですけれども、林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする、また、形質の悪い木を伐っただけでは間伐の効果が不十分であれば、価値のある木も伐採することも可能とするという

こととしておりますが、ある種、公益的機能を優先する場合、こういうこともあり得るということでありまして。ところが、経費負担を下げるために、積極的に価値のある木を伐ることは可能かということについては、どこまで経済性を優先できるか、ということが論点になると思います。また、地形とか立地等を考慮し、作業上困難な場合を除き、搬出間伐を選択すること、積極的に考えることとしてはどうかという点であります。また最後、無理に搬出すると経費が掛かり増しになるときは、伐倒木の片付けを実施し、伐倒木を残すことのリスクを下げるということでしょうか、という話であります。以上が搬出間伐に係る論点です。その右側は、定性間伐が列状間伐かという話です。基本的には定性間伐を選択することが合理的であろうということ、それを前提としつつ、その上で、列状間伐、特に幼齢林ですとかそういった初回間伐においては、伐採方法の簡素化も合理的と言えるところも多々あると思われるので、この場合は、例外的に列状間伐が否定されるケースを整理していこうということ、Q&A形式を想定しているのですが、例として、急傾斜地、地すべり地とか、ここで示したような例があるだろうということ、前回ご意見をいただいたところでもあります。ただ、搬出間伐、定性・列状間伐、さらに路網の作設等の具体的内容については、本検討委員会でも体系的に整理するということではなく、代表的な例示をするところ、どこでとどめていきたいかと思っております。また、3番目の存続期間につきましては、特に2つ目にありますけれども、通常の場合と同じにすることは、言いながらも、長期間の設定も必要に応じて前向きに検討するということ、また必要な経営管理を実施しようということでもありますので、逆に、特例措置だからといって間伐の施業回数や伐採の上限量といたしましては、列状間伐と同じことといたしまして、一歩右に書いております。伐採量、どれだけ量を伐るかということでもあります。これは先ほどの処分行為か管理行為かというご意見と関係しますが、管理行為として行うものとして間伐を行う場合、資産価値は維持される範囲に留めべきかということ、あるいは、変更行為とも捉えかねないけれども、場合によっては資産価値の低下を招くようなことも許容されるのか、許容される場合は具体的に何が想定されるか、といったことも論議していきたいということ、前回は整理したものであります。以上が各論④の部分であります。これについて、前回はご意見をいただいておりますが、植木先生何かコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

まず間伐の目的が何かということを大前提に考えたほうがよいと思います。間伐そのものは、間伐することによって残された森林が健全化するんだというところが最大の目的であって、そこから利益を得るのは付随的なものという事です。要するに森林の健全化を第一に押さえておかなければならない事になります。そうすると搬出間伐で悪い木を伐っただけで効果が

ないのであれば、それは目的が達成できないわけですから、効果があるような間伐をしなければならぬ。ということは場合によっては、良い木も伐った上で、健全化を進めるといったことはあるだろうと思います。ただ、次の経費負担を下げるために、積極的に価値のある木を伐ることは可能かという問題ですが、どこで経費を下げるかという事です。あえて、良い木を伐って経費を浮かせるということは、要するに利益を上げるといふことになる。そうではなくて、むしろ路網の拡充とか、機械化を進めるとか、あるいは効率性を高める方法を採用することで経費をできるだけ下げた上で、それでも無理があるならば、ある程度、良質材を伐らざるを得ないというところになる。それによって間伐の効果が出るのが前提となります。先ほども言ったように、経済的な問題というのはこの次なのです。ですから、そのところは重々気を付ける必要があるだろうという気がします。

それから、存続期間については、基本的には森林整備が行われ、公益的な機能を高める間伐に必要な期間ということになりますから、その期間が前提になるだろうと思います。あるいは、主伐の時期をいつにするか、伐期齢の設定というのをある程度、明確にしておく必要があるだろうと思います。それから伐採の上限量については、間伐の考え方において、上限というのとは普通ないです。要するにどうやって健全化するかということですから、場合によっては強度の間伐もあり得るのですが、強度で間伐するとむしろ森林そのものの災害に対する抵抗性の問題など、さまざまな危険性も一般的に考えられますから、やはり伐採の上限は2割とか3割とか、せいぜい4割いかない位の話になると思います。上限についてはそれぞれ林分によって全然違ってくるわけで、このところはある意味、健全性が担保されるかどうかによって上限は決めるべきだと思います。これを読んで気が付いた点はとりあえずそんなところです。

阿部委員

特に気になるところは私としてはなかったですけれども、ただ2番目のところの定性・列状間伐のところは色々な例が出ていますけれど、こういうところでは列状間伐ではなくて定性間伐が良いということだと思っておりますけれど、こういう災害が起こりそうな、地すべり地、崩壊地、こういうところでも人工林があるという話が前提だと思えますけれど、こういうところの災害を軽減させるためであれば、管理の方向として人工林を用いて、最終的に木材を収獲するということではなく、人工林から他の林種に転換して、より自然性の高い森林にするというやり方もあるかと思えます。特に付け加えなくてもよいという気は少ししています。

中山課長補佐

片山委員いかがでしょうか。特に撤出間伐の部分ですとか、形質の悪い木だけを伐るか、その効果、健全性を保つために価値のある木も伐るといふ観点ですとか、実際にやられているなかで、何かコメント等があればと思

ます、いかがでしょうか。

片山委員

基本的には植木委員長が言われたように、間伐の目的というものを考えて残った森林を、という話であるので、基本的には定性間伐でまず悪い木から伐っていくと。それで間伐する効果が発揮されなければ、もう少し伐るといふ感じがします。あと、先ほどから法律の話で管理行為、処分行為の話がでていますが、管理行為として行う間伐というものは切捨間伐というところで経済的なお金が生じない、一方、経済行為として行うのが撤出間伐ということ、処分行為。その辺りで仕切ることによって、所有者の同意ですとか、不明者の同意をどこまでとるかということとリンクしてくるのかなと感じました。

中山課長補佐

ありがとうございます。今の管理行為、処分行為という話で、先ほどの論点③とリンクする、どういう経営管理をするかということの語があると思います。品川先生、今の論点についてなにかコメントがあればと思うんですけどよろしいでしょうか。

品川委員

片山事務がおっしゃったことは、まさにその通りで、実施していく施策の実際の中身が管理行為であるか、処分行為にまで掛ってしまうかによって、同意の重みというところは明らかに変わっていくと。これが法律的なアプローチです。では、何をどこまでやれば処分行為に掛ってしまうか、どこまであれば保存行為か、あるいは管理行為か、変更行為かということ、これは実際にはなかなか難しいことが言えようかと思えます。ひとつの施策行為でも「この状況であればこうだね」という背景事情というのがあるかと思えますので、その議論はこれまで幅広くになってしまっているというところは、これまで危機感を覚えています。論点としては非常に重要なところだと思います。

中山課長補佐

ありがとうございます。野村先生からはなにかコメント等いかがでしょうか。

野村委員

今のお話について特に付け加える点はございません。

中山課長補佐

ありがとうございます。各論④につきましては、今いただきましたご意見を反映、修正していきたいと思えます。というわけで、本日の議事は皆様のご協力をいただき、概ね終わったところとところでございます。本日は臨時出席ということで、若桜町の大石室長、綾部市の伊賀原主任、どうもありがとうございます。この機に本日出席の委員の方々に何か伝えたいことやコメントなどございましたらお願いします。

若桜町大石室長

本日は貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まえながら、こ

れからの取組を考えたいと思います。これから公道沿いの森林整備に実際に取り組んでいくのですけれど、道路沿いの樹木は、すぐ枝を張っていて成長が旺盛なのですから、道路沿いの木を一本伐ると、とたんにモヤシ状の森林が広がるという状況になる。そうなるのと森林整備をすることで逆に倒木リスクが高まるのが考えられます。あと若桜町はシカの被害がとても大きくて、間伐してもなかなか下層植生が入ってこないということもあります。全体的に整備の手遅れの森林というのが増えてきて、樹冠長率が30%くらい多い。従来の経済林のような考え方で間伐をするだけでは、必ずしも健全化につながらないかと不安を抱えています。今回のモデル地区の取組も鳥取県の林業試験場の方に色々協力いただきながら、森林整備のあり方がどういうものかを調べていきたいと思います。これからまだまだ勉強していきたいなっていくことだと思います。これからまだまだ勉強していきたいなっていくことが多いのですが、そうしたなかで良い取組につなげていけたらと思っています。ですので、また皆様のご意見等いただけたらとありがたいと思っております。本日はありがとうございます。

綾部市伊賀原主任

今日は貴重な機会をありがとうございます。本音を申し上げますと、若桜町で進められている方法で進めていきたいなところと、同じような形で進めるといことも議論はあったのですが、やはり法律というものは守らなくてはならないかなという中で、今のやり方となっています。ただ住民からは、「いつになったら森林整備してくれるか」という声もかなりあがってきます。そういったジレンマの中で現場は戦っているという状態です。なるべく目標の到達点である森林整備にスムーズにいけるような制度になればと思います。我々も制度を使う側として、今後も相談させていたいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。本日はありがとうございます。

中山課長補佐

ありがとうございます。それでは最後に植木委員長お言葉をいただければと思います。

植木委員長

やはり初めての議論であったり、様々な所有者がいるということを考えれば、新たに森林経営管理法ができたことによって森林経営の考え方がだんだん整理されつつあると理解しています。ただ、議論は始まったばかりです。すから、さらに深めていって、どういう場合に合理的なのかあるいは優先的かなど今後まだまだ議論しなくてはいけないのかと思っています。我々としても現場を見ながら、ということ、11月には現地検討会も予定していますので、是非、実際に山を見て、地元各市町村の皆様の苦勞を感じ取りながら、より分かりやすい方針をつくっていききたいと思います。若桜町、綾部市の皆様も今後ともどうぞよろしく願います。どうも皆様ありがとうございます。

中山課長補佐
どうもありがとうございます。それでは次回でございますが、8月18日ということで予定しております。さらに今ありました現地につきましては11月7日～8日ということで予定しておりますので、今年度も皆様よろしく願います。本日はありがとうございます。

